

令和4年度

南伊豆町中木漁業集落排水事業
特別会計補正予算
(第1号)

議第 115 号

令和 4 年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,181 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

賀茂郡南伊豆町長 岡部 克仁

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	1 一般会計繰入金
8 町債	1 町債
歳入	合計

歲 出

款	項
3 漁業集落環境整備費	
	1 中木漁業集落環境整備費
歲 出	合 計

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後	
	限 度 額	限 度 額	起債の方法
地 方 公 営 企 業 法 業 地 適	1,800	2,100	証書借入

(単位：千円)

利 率	償還の方法
<p>政府資金は指定利率、その他は2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率。</p>	<p>借入先の貸付条件による。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。</p>

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款		補正前の額
3 繰	入金	5,386
8 町	債	8,100
歳入合計		32,851

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
30	5,416	
300	8,400	
330	33,181	

歳 出

款	補正前の額	補正額
3 漁業集落環境整備費	22,579	330
歳出合計	32,851	330

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	5,386	30	5,416
	1 一般会計繰入金	5,386	30	5,416
	1 一般会計繰入金	5,386	30	5,416

8	町債	8,100	300	8,400
	1 町債	8,100	300	8,400
	1 下水道債	8,100	300	8,400

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金	30	001 一般会計繰入金	30

1 漁業集落環境整備債	300	002 公営企業適用債	300

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3		22,579	330	22,909		300		30
	1	22,579	330	22,909		300		30
	1	22,579	330	22,909		300		30

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	330	【853 中木漁業集落環境整備事業】 委託料(資産形成以外) 330 公営企業会計導入委託料 330